

令和 8 年度 富士市自動運転バス実証運行業務委託 公募仕様書

1 業務目的

本市では、市内路線バス事業者等の運転士不足が深刻化しており、自動運転による旅客輸送の実現による持続可能な公共交通サービスの提供が求められている。

令和 3 年 3 月に策定した「富士市地域公共交通計画」においても、将来を見据えた新たな公共交通サービスの導入を目標に掲げるとともに、「新型輸送サービスの導入に向けた検討」を施策に位置付け、自動運転による交通サービスの活用・導入に向けた検討を行うこととしている。

このような中、令和 7 年 1 月には、静岡県が進める「しずおか自動運転 Show CASE プロジェクト」と連携し、本市で初めて公道において自動運転レベル 2 の実証運行を実施した。

昨年度は、本市が主体となり、新富士駅・富士駅間において、令和 6 年度に静岡県が実施した実証運行から車両と走行ルートを変更して実証運行を行い、社会実装に向けた検証と市民等に対して自動運転技術を周知することで社会受容性の醸成を図ったところである。

これらを踏まえ、運転士不足の解消や新たなサービス・技術の提供・活用に伴う社会的インパクトが期待される自動運転について、令和 9 年度にレベル 4 自動運転バスの社会実装を実現するため、課題の抽出とその解決策を検証・検討することを目的として、県と協働して信号連携を行うなど、より高度化した実証運行を実施する。

2 業務名称

令和 8 年度 富士市自動運転バス実証運行業務委託

3 委託期間

契約締結日から令和 9 年 2 月 26 日（金）とする。

4 業務内容

(1) 作業計画

業務実施にあたり、業務計画書を作成する。

(2) 実証運行の準備

令和 9 年度にレベル 4 自動運転バスの社会実装を前提とした自動運転車両の実証運行を実施するために、車両を調達するとともに、必要な事前調査、測量、高精度 3 次元地図の作成、走行ルートを設定するなど、自動運転バスの実証運行に必要な準備を行う。

ア 自動運転車両の調達

富士市が実施する自動運転実証運行を支援するため、使用する自動運転車両については、事前に委託者の承諾を得た上で調達する。なお、車両調達を行う事業者は、過去にレベル 4 申請を行った実績があるものとする。

その他、実証運行のため、準備運行期間及び実証運行期間に、次に掲げる事項を全て満たす自動運転車両を手配すること。

(車両の手配には、回送、ナンバー変更、充電などの諸経費を含むものとする。)

(ア) 路上駐車車両を自動で回避する機能を有する等、自動運転レベル 4 での走行が可能な機能を有した車両であること。ただし、走行時は運転士が乗務して自動運転レベル 2 で運行する。

(イ) 「信号連携」に対応できる車両であること。

(ウ) EV 車両の手配に努めること。ただし、環境に配慮した燃料を使用する等、特段の理由があればこの限りではない。

(エ) 自動運転時の乗車人数は着座で 13 人以上で、かつ時速 35km 以上での走行が可能であること。

(オ) 遠隔で監視を行うための遠隔型自動運転システムを搭載していること。

(カ) 自動運転車両の管理・保管

運行期間中の自動運転車両の保管場所については、受託者において確保するものとし、このことに係る調整については委託者が協力する。

また、充電場所については受託者が調整及び確保すること。

イ 現地調査及びリスクアセスメントの実施

走行ルート上の必要情報を収集する。また、必要に応じて現地立会いを行い、事前に走行環境及び通信に関するリスクアセスメントを実施し、実証運行を行うにあたっての安全対策を立案・実行する。

ウ 高精度 3 次元地図作成・調整

走行ルートにおいて 3 次元測量によって得たデータを処理して自動運転用の自動走行用高精度 3 次元地図を作成する。

エ 走行ルート設定

作成した高精度 3 次元地図上に走行軌道を描画し、そのデータに基づき、実際に自動運転バスを走行させ、修正しながら走行ルートを設定する。

新富士駅・富士駅間においては、令和 7 年度に実施したルートとし、田子の浦港までのルートについては、「6 実証運行ルート (案)」に記載のルートを基本とするが、現地調査等の結果を踏まえ、委託者と協議の上、決定するものとする。

オ 信号連携実施に向けた準備

信号交差点において、より円滑で安全な自動運転走行を実現するため、自動運転車両が信号機と連携して、信号の切替のタイミングの情報を受信することで、スムーズな停車・発車を行う仕組みを構築するなど、実証運行のための準備を行う。信号連携については、静岡県事業として実施する予定であることから、今後、静岡県と密に調整を行うこと。また、実証運行後の設備の取り扱いについては、静岡県及び静岡県警察本部との協議・調整の上、決定する。

なお、本業務委託には、信号連携に係る費用は含まない。

カ 現地交通事業者への自動運転バスの運転研修等

実証期間前及び実証期間中の準備走行期間に現地交通事業者へ自動運転車両のシステム及び自動運転時の挙動に関して事前技術研修を行う。本実証運行では、本番走行時に現地交通事業者での運行を想定しており、十分な事前研修を実施する。

研修やテスト走行の様子を報告書に掲載するなど、実施状況が分かるように記録すること。

(ア) 事前研修

自動運転に係る法規知識（座学）と実証運行に向けたトレーニング（実技）を実施する。

(イ) テスト走行時

実証運行期間中の準備走行期間に現地交通事業者へ自動運転車両のシステム及び自動運転時の挙動に関して事前技術研修を行う。本番走行期間は、現地交通事業者のドライバーによる運行を想定し研修を実施する。

キ 関係機関協議

令和 8 年度自動運転バス実証運行において、公道に自動運転車両を走行させるにあたり、関係機関との協議や必要な申請等を行う。

(3) 実証運行の運営等

出発式典から実証運行期間終了までの間、自動運転車両の運行、運行管理システムの保守や来場者対応を行う

実証運行は、試乗者に対して、車内モニター等を用いて自動運転の状況等について説明を行う説明者を車内に同乗させるものとする。

また、車両走行に伴って車両の運行管理システムから得られる自動運転に関するデータ（走行距離（自動・手動別）、手動介入の分析等）を取りまとめ、課題の検証のための基礎資料とする。

遠隔監視拠点については、原則として受託者にて選定するものとし、このことに係る調整に委託者が協力するものとする。

ア 実証運行期間 令和 8 年 11 月 6 日（金）～令和 8 年 11 月 15 日（日）のうちの 9 日間
※平日の 1 日を運休日とする。

イ 出発式典 令和 8 年 11 月 6 日（金）

ウ 関係者試乗会 令和 8 年 11 月 6 日（金）

エ 実証運行ルート JR 新富士駅と JR 富士駅を結ぶ往復ルートに加え、運行期間中の週末は「新富士駅から田子の浦港までのルート」までを運行する。

※日程や期間等は現地状況を鑑みて、協議の上必要に応じて変更する場合がある。

(4) 実証運行の評価・検証

走行環境や手動介入の状況など、本実証運行における走行結果を分析し、令和9年度の自動運転レベル4での社会実装に向けた課題を整理し、評価・検証を行う。

(5) 報告書作成

本年度実証運行において抽出された課題について検証し、令和9年度の社会実装を行うために必要な対策や実施方針の検討を行い、実証運行実施結果報告書として提出する。

上記のほか、プロポーザル方式における入札時に提出した企画提案書の中で「令和9年度の社会実装に向けた導入計画」について、本実証運行の結果を踏まえて必要に応じて修正等を行い、報告書に含めて提出すること。

5 その他留意事項等

- ・実証運行の実施に当たっては、警察庁が作成した「自動走行システムに関する公道実証実験のためのガイドライン（平成28年5月）」及び「自動運転の公道実証実験に係る道路使用許可基準（令和6年9月）」に即すものとするが、自動走行実証実験に係る制度等が変更された場合には、それに対応して実施すること。
- ・関係法令を遵守するとともに、道路使用許可条件及び道路占用許可条件に係る注意事項を遵守すること。
- ・受託者は、本業務に関する管理者を選任し、責任の所在を常に明確にしておくとともに、業務管理を適切に行い、事業の実施方法や進捗状況の確認など、事業の安全かつ円滑な実施のために委託者と連絡調整を密に行うこと。
- ・万が一に備え、準備開始から本番終了までの期間中、損害賠償保険（対人・対物無制限、人身傷害1名につき5,000万円以上）に加入するなどして、適切な賠償能力を確保すること。
- ・受託者は、本業務の実施中に交通事故等の不測の事態が発生した場合は、関係者の安全確保を優先するとともに、速やかに委託者に報告すること。
- ・成果物の所有権は委託者に帰属するものとする。
- ・成果物の著作権その他一切の権利は、本業務に対する委託者及び受注者の貢献度を踏まえ、両者協議の上で決定するものとする。
- ・受注者は、本業務により知り得た内容及び結果を第三者に漏洩してはならない。また、受注者は本業務により知り得た個人情報の取り扱いについて、別紙「個人情報取扱特記仕様書」に基づき機密保持を厳守するものとする。
- ・本業務委託は、「地域未来交付金（地域未来推進型）／内閣府」を活用して実施することから、同補助金交付要綱等に基づき適正に処理するとともに、必要な手続について協力、支援を行うこと。
- ・また、令和8年度に委託者においてレベル4自動運転バスの社会実装に向けた協議会を設立予定のため、本協議会に参加すること。
- ・本仕様書に定めのない事項については、委託者及び受託者が協議して決定するものとする。

6 実証運行ルート（案）

